

業務完了報告書

2002年5月14日

岡山市S支所 御中

岡山市浜一丁目7番30-10号
畠中登記測量事務所
土地家屋調査士 畠中秋夫

業務名 地図訂正・地積訂正申出一式

所在地 岡山市S町1632ほか8筆

上記業務完了にあたり、以下の通り作業をしましたので、ご報告します。

作業内容

2001

- 8.1：S支所にてY課長補佐、G主任と地図訂正（境界誤認と思われる境界の訂正及び国土調査後の分筆未手入）の打合せ。
- 8.7：岡山地方法務局岡山西出張所（以下登記所という）にて地図・閉鎖公図・地積測量図の閲覧、コピー。関連土地の証明書・要約書請求。土地台帳謄本請求。
- 11.19：S支所にてG主任と具体的な打合せ。
：各地権者宅にて地図訂正申出書（市役所用）に署名・押印。
：借地人、M氏・S氏に調査・測量の挨拶。
- 11.22：登記所にて隣地1634の調査（前回調査時の後、分筆されている）。
- 11.24：申請地所有者、隣地所有者及び借地人等に事前測量の挨拶（挨拶状「事前測量の現場立入のお願い」を配布）。
- 11.26：現況測量（結合トラバース測量を含む）。
- 11.28：現況測量（結合トラバース測量を含む）。
- 12.5：現況測量に基づいて現況平面図を作製し、地籍図と合成・照合させると、依頼のあった土地以外（1633-2とその両隣地の1632と1637-1）に境界の大きなズレがあることが判明し、それについてS支所のG主任に

説明。

12.26：上記土地についても地図訂正の必要（1637 - 1 については 1633 - 2 と接している境界のみの訂正）ありとのG主任の連絡を受け、その周辺の現況測量（結合トラバース測量を含む）を実施。

2002

1.17：上記現況測量に基づき作製された平面図によりS支所にてG主任と協議。

1.30：復元測量（地籍図の境界を座標読取りして、その点を現地に示す作業）を行い、木杭・鋌・ペンキ等で仮杭を設置。

2. 7：登記所にてK登記官と地図訂正、相続登記、印鑑証明書について協議。

2. 8：隣地・対面地所有者に立会願いを郵送。郵送先は 田修相続人 岡、共有者 門、共有者 田、 崎、 若 勝、 若 子、 嶋 一、 藤、 田、 田、 野、 寺、 原 一、 吹以上14名。

2.11：借地権者 川、 原、 田氏に立会挨拶（借地人用「境界立会日程のお知らせ」配布）。地権者倉敷次郎、玉野三郎、総社四郎氏に立会の説明（地権者用「境界立会日程のお知らせ」配布）。総社氏には地図訂正申出書（市役所提出用）に署名・押印。

2.20：午前 1635、1633 - 1～1633 - 7 の官民・民境界立会。
：午後 1632 の官民・民境界立会。

2.23：境界標設置、確定測量。

2.25：境界標設置、確定測量。

3. 3：墓石所有者 嶋 斉氏宅訪問、境界確認の説明。

3. 4： 嶋 正、 田氏に地図・地権者図・境界の写真等同封の境界確認のための書類を郵送。

3. 7：S支所にて印鑑証明書の無料交付書（各地権者および隣接者用）を受領。各地権者、隣接者宅にて無料交付書を配布。
：基準点（トラバース点）の写真撮影。

3.19：備前、倉敷、玉野、総社各氏宅にて境界確定協議書（以下協議書）、境界確認書（以下確認書）の内容説明、その説明後に署名・押印。印鑑証明書受領。

- 3.21 : 嶋 斉、嶋 正、田、原 一、 寺にて協議書・確認書の内容説明および署名・押印。
- 3.23 : 墓石所有者 見氏（大阪府堺市在住）の居所が判明（関係者の証言により）し、電話連絡。
- 3.24 : 崎、岡、田、岡山、総社氏宅にて協議書・確認書の内容説明及び署名・押印。
- 3.25 : 嶋 斉（再度）、若 義宅にて協議書・確認書の説明及び署名・押印。
: 支所にてG主任と打合せ。
- 3.26 : 支所にて堺市への印鑑証明書無料交付申請書（見氏用）を受領。
: 岡山氏宅にて印鑑証明書受領。
: 見氏に確認書（印鑑証明書無料交付申請書同封）を郵送。
4. 3 : 登記用地積測量図を支所に提出。
4. 8 : 登記所提出用の市長の上申書（不在地主との境界について、境界確認が正当である旨の書面）を支所のG主任にメール送付。
- 4.10 : 支所に上申書に添付する写真を提出。協議書3部受領。
- 4.15 : 支所にて上申書、地積測量図を受領。
- 4.18 : 支所にて岡山氏の戸籍受領。
- 4.21 : 寺、若 勝、若 義、原 一氏に確認書及び協議書のコピーを引渡。
- 4.22 : 支所にて重複地番の地籍表を受領。
- 4.26 : 登記所に地図訂正申出・地積訂正申出。
5. 9 : 嶋 正氏の勤務先にて印鑑証明書受領。登記所に提出。
- 5.10 : 登記完了。登記事項証明書請求、地図閲覧・コピー。
- 5.12 : 各地権者宅にて協議書・確認書等・訂正後地図写し・登記事項証明書のコピー等の引渡し。

5.14：成果簿作成。公嘱協会事務局に引渡し。

以上